

## 出席停止の取り扱い（9月15日から）

次の各号に掲げる場合は、当該各号に記載のある期間、学校保健安全法第19条に規定する出席停止とする。

- (1) 幼児児童生徒が新型コロナウイルス感染症にかかった場合は、治癒するまでの間
- (2) 幼児児童生徒と同居している者が新型コロナウイルス感染症にかかった場合は、次のいずれかの間
  - ア 同居の患者が治癒してから14日を経過した日までの間
  - イ 同居の患者と同居しなくなった日から14日を経過した日までの間
- (3) 幼児児童生徒が保健所から濃厚接触者として指定された場合は、保健所からの健康観察期間が終了するまでの間
- (4) 前号に掲げる場合を除き、幼児児童生徒がPCR検査を受けることになった場合は、結果が判明するまでの間
- (5) 幼児児童生徒本人又は幼児児童生徒と同居している者に発熱等の風邪の症状がみられる場合は、当該症状がみられる者の症状が消失するまでの間
- (6) 幼児児童生徒本人又は幼児児童生徒と同居している者が海外から帰国した場合は、当該帰国者が検疫所から自宅待機を求められた期間